



河内そうめん業の展開

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002181

河内そうめん業の展開

藤井 定義

一 ま え が き

かつて今日の枚方市津田町を中心に、「津田そうめん」の名のもとにかなり生産をあげ、また販売地域も京都・丹波・丹後・但馬・近江・美濃・尾張と広範囲にわたっていた特産物があった。その後「津田そうめん」の名称は、津田界隈のそうめん製造地域を含め、いわゆる「河内そうめん」へと改称をとげるのであるが、今ではその面影もうすく、昔日と比べると、生産高・販路ともに少なくなり、今昔の感が深い。

最初江戸時代から、この地域になぜそうめん業が発展したのかという疑問から出発したこの研究も、史料の乏しさから、多々問題を残したが、ひとまず、河内そうめん業の起原と変遷の一端を述べて、畿内先進地帯の中で、このような産業が発達し、明治・大正そしてほそぼそではあるが昭和の今日まで続く基盤がどこにあったかを見ることとし、紙数の関係から、期間は一段落のつく明治二三年ころまでを取り扱った。したがってどちらかといえば、そうめん生産の技術・推移というよりは、業態の動きが中心となった。

本稿は『津田史』と、その著者片山長三氏の手写史料によるところが多い。この使用を許可下さった同氏に厚くお礼を申し上げます。

二 河内そうめん業の起原

河内そうめんの起原を尋ねると、実のところ明確な答を記すことはできない。例えば一説には室町時代にまでもさかのぼり、⁽¹⁾また一説には天和年間（一六八一—一六八三）大和三輪から製めん法を伝えたともいう。⁽²⁾しかし当地方の特産として需要に應ずることができるようになったのは、安永年間（一七七二—一七八〇）のことらしい。「津田素麵開業」⁽³⁾によれば「安永年中津田村住民山下政右衛門此業ヲ開キ、地方人民の食用に供ス」とあり、また「製品需要ニ適シ、購求年ニ増加シ、製造ノ欠乏ヲ生ジ、同村岡本五郎兵衛ト協力シ、製造ノ術ヲ弘ム、依テ村中製造ヲ営ム者相加リ、拾有六名ノ多キニ経ル」と述べており、いわゆる津田そうめんの基礎を築くのは、安永年間であろう。さらに同じころ山下政右衛門は、良質な寒中そうめんの製造をはじめ、多量のそうめんを生産し、すでに余剰を生じ、京都の間屋との間に商談がまつまり製品を送り出している。そしてこのころには津田村のほか一一カ村にわたり、約五〇軒の製めん業者ができ、おうよそ六〇〇〇籠（一籠正味五貫五〇〇匁）、⁽⁴⁾代価一二〇貫目をあげ、特産としての名声を博すようになる。

このようにそうめん業が発達したのも、播州揖保と大和三輪からの技術導入が強く影響をあたえている。古老の言によってその一例をあげると、揖保・三輪の勤勉な熟練工が、当地方へそうめん製造の出稼に來たまま土着し、先祖となったものが多く、両地方の割合は大体半々であったと。また今日までそうめん製造を行なっておられる津田町の小嶋家の先祖は、当地へ揖保から出稼にきた佐市郎と、この地の娘さんとの間に婚姻がなりたち、そして小島家の名跡を継がれたのが当代の祖父母にあたる由であった。したがって当地方は両地方から、かなり技術の受入れを行なってきた⁽⁶⁾。

次になぜ江戸時代の中頃から、当地方にこのようなそうめん製造が発達したかという、その原因をみることにする。史料採訪の間、そうめん製造に関する立地条件について尋ねたが、あまり得るところはなかった。そうめんに適した麦を産出するでもなく、水質・水利のよさからということも聞かず、したがってこれを裏付ける理由はない。が、ただ一つあげられるのは、綿実油が生産されることである。河内木綿で有名な当地方にとって、綿実が生産されることは当然である。この綿実の油が、そうめん製造工程にとって必要な良質の油であり、また製品に最良のかおりを呈するのであって、例えば他の菜種油とか大豆油より群を抜いていた。これはたしかに立地的なものの一つではあるが、しかしこれだけでそうめん製造業が発展したとは考えられないように思う。

そこで次に述べる史料が、その原因をつきとめてくれるのである。すなわち弘化四年（一八四七）の「乍恐以書附奉願上候」によれば、「近年当村百姓方出精仕候ニ付、田畑逼迫仕り、手広ニ野作も難出来、兼而農業作間ニ素麵稼申度キ心願」とあるからである。この史料から、当地方の東側は葛城山脈がせまり、耕作する土地が乏しいので、農業の作間を利用してそうめん製造を行ない、もって生活の一助にしようということがかがえるのである。ここにそうめん製造をはじめた理由があると思う。当地方のそうめん製造は、農家家計の補助として、農閑期に製造したことから次第に発展していったことになる。

(1) 津田町史 六〇五頁。

(2) 枚方市柳が辻に立つ石碑の碑文。

このほか大阪府立図書館蔵の「組合沿革調」商業之部によれば、河内そうめんの濫觴は「元和年間交野郡津田村ノ人岡本五良平の祖東平ナル者初テ製セシト云フ、其何処ニ於テ伝習セシヤ詳ナラズ、元禄年間（一六八八—一七〇四）同村山下政右衛門種々研窮ヲ為シ製造方法ヲ改良ス（下略）。また職工については「天保年間（一八三〇—一八四四）迄ハ大和三輪及播州揖保等ヨリ雇入シモ弘化年間ヨリ俗ニ「ハマリ」ト称スル十四五才ナル土地ノ男女ヲ見習トシテ養成シ、三四ヶ年ヲ経

テ耆人前ノ日給ヲ与フ、食費ハ総テ親方持則チ製造家ヨリ之ヲ給ス、近来熟練ノ者増加セシヲ以テ年々大和播州地方ヨリ雇用スル者少ナシ」と述べている。なおこの「調」は、明治三四年一二月河内そうめん製造組合長三宅幸四郎が、大阪府知事菊池侃二に宛てたものである。

(3) 「津田素麵開業」河崎一郎氏所蔵。(片山長三氏手写史料)

(4) そうめん一籠の目方は、明治一八年の「河内国索麵製造組合格約書」によると「索麵一籠ノ風袋ハ蓋及藁ノ量ハ九百目、正品五貫五百匁トス、其把数ハ千把ヲ超ルヲ得ス」となっている。この目方により当時の一軒当たりの平均生産高を算出すると、六六〇貫になる。

(5) 枚方市津田町小嶋惣太郎氏談。

(6) 出稼に関する他の史料には、次のようなものもある。

「脇坂淡路守様領分播州龍野城下、大田町大屋宗兵衛悻政吉当三十一才ニ罷成候もの、去冬(弘化二年)注引用者)方当村藤左衛門方ニ而素麵職相稼居候(下略)」

とあり、当地方へ播州からそうめん製造の出稼に来ていることを示している。(「乍恐口上」)(片山氏手写史料)

(7) (5)に同じ。

(8) 「乍恐書付ヲ以奉願上候」枚方市津田町山下家文書。(片山氏手写史料)

三 津田そうめん製造業の変遷

1 明治以前

津田そうめん業に関する弘化以前の史料はほとんどなく、前述した「津田素麵開業」⁽¹⁾が唯一の記録であり、引きつづきこれを引用するにとどめる。

「文化年中製家互ニ競争ヲ起シ、粗製ヲナシ雑品ヲ混和シ、価格ヲ下シ、国産ノ名義ヲ犯シ販売ノ信用ヲ失シ製品ノ妨害ヲ醸セリ、依テ津田村開業者山下政右衛門及岡本五郎兵衛兩人此悪弊ヲ改良センコトヲ謀リ、国産

製造組合ヲ設ケ、京都問屋八名ヲ撰拔シ、規約ヲ結び、大イニ販売ノ信用ヲ挽回シ、製造益々盛ナリキ。

其後天保八年ノ頃山下政右衛門事故アリテ旧江戸に出府ス、旧領主久貝因幡守殿ニ拝謁シ国産製麵ノ儀ヲ建言シ、爾來献納センコトヲ上願ス、依テ願意許可ヲ得テ、地方旧地頭吏員の取扱ヲ以テ、旧幕府并大坂御城代及両町奉行所へ製品数箱上納シ、例年之ヲ調進ス、依テ国産の名称大イニ震ヒ、丹波国亀山山城屋九右衛門ト規約シ、丹波丹後ノ販路ヲ開キ、尚又近江国八幡寺村市右衛門ト盟約シ、近江一円ノ販路ヲ開キ、(下略)

この記述によれば、文化年中は京都へ、そして天保時代には丹波・丹後・近江の諸国へそうめんの販路を開拓している。また文化年中、山下政右衛門・岡本五郎兵衛が中心になり、国産製造組合(株仲間)を設立している。このようにして次第に、そうめん業は進展していったものと推察できる。

さて弘化三年三月の史料によると「従前と御役所素麵取締株有之候ニ付、依御威先難有渡世仕候処、近年御公儀御趣意被為仰出、天下一統無株ニ相成」とあり、これは株仲間廃止を意味しているが、このため「我儘稼仕、取締無之不引合ニ相加^(成か)」つたので、再び「前と通取締ヲ以渡世仕度候⁽²⁾」と申告している。なおこの申告一札覚の連名をみると、津田村一八名、杉村三名、長尾村一名、藤坂村三名、大峯村三名、計二八名の連記であり、津田村のみが製めんを行っていたのではなく、すでに近在の村々にも普及していたことがうかがえる。

この結果であろう。同三年五月取締相改めの「素麵職御冥加銀取集附渡り覚帳⁽³⁾」により、同一一月晦日には素麵職御冥加銀を取り集め、翌一二月三日に長尾役所へ上納している⁽⁴⁾ので、再び株仲間を結成したことがわかる。同史料によると、そうめん製造業者は銀四匁上納者と銀二匁上納者の二種にわけられている。銀四匁上納者数を見ると、津田村一四名、杉村二名、銀二匁上納者は、藤坂村七名、倉治村三名、津田・杉・大峯・長尾の諸村各一名、計三〇名で八六匁の冥加銀を差出している。四匁の冥加銀は、そうめん業一株であって、一株で四人が就

業でできることになってゐるし、二匁のそれは、半株のことで、就業者二人である。⁽⁵⁾ この冥加銀より推察すると、一軒当り四人で製造するといふ極く小さい家内工業であったことがわかるし、降つて慶応元年（一八六五）の「御用素麵職規定一札」⁽⁶⁾にも「近来職家之者、作間稼之唱和ヲ不弁、任存意、別納家又ハ様々唱ヲ構え、多人數相稼候方有之、已來ハ四人遣イ已上ハ株仲間江示談ヲ加へ、一同之差図ニ可随事」とあるから、やはり元來小規模な、しかも農家の副業であつたのである。

弘化四年には津田村百姓源兵衛が、農作間を利用して、半株のそうめん製造の許可を、素麵職取締方の者二名運記で村方に申請してゐる。⁽⁷⁾ 今までのそうめん製造者には肩書がなかつたが、今度は明らかに百姓とあり、百姓が農業の片手間に行なつたことを示してゐる。この申請にもとづいて津田村の庄屋は、「御冥加右半株分金壹兩貳分上納仕、猶年々銀貳分差上度候ニ付、乍恐右之段御聞濟被為成下候ハ、難有奉在候」と長尾御役所へ上進してゐる。これによつてそうめん株一株が金二兩四分であつたことが明らかになるし、またすでに述べたように年々銀四匁の上納金を出さねば、そうめん業はできなかつたのである。

このような冥加銀上納も元治二年三月には、「向後相止、当丑年々相改、諸向江御進物用素麵左之通箱入ニ仕立、各職方のもの一同々年々無相違上納可致候」と改められ、⁽⁹⁾ そうめん大箱入一一箱（荒木箱五箱、足附箱六箱）、小箱入六箱（荒木箱一箱、足附箱五箱）の現物上納になつた。⁽¹⁰⁾ そうめんの質・量は「寒中晴雨ヲ相選、出来柄よろしき処、一軒役目方一貫目ヅ、手当可仕事」となつてゐる。⁽¹¹⁾

2 明治以降

このようにそうめん製造業は次第に発展したが、旧株仲間ものは、時代が明治に移ると、従來の特権がなくなつて、誰でもそうめん製造ができるようになる。しぜん粗製され、稼ぎがみだれ、かつ下働きの者を取り締

ることもできず、あるいは雑売雑買が流行し、値段にも影響を及ぼすようになるから、業態が衰微してくると考えた。そこで慶応四年（明治元年）九月、そうめん取締方山下政右衛門は大阪府南司農局へ、従来どおり組合を許可してほしいと申請をした。一方「当時の人数ヲ以相据候上者、追々新規職業相始メ候ものハ勿論、同職の者共私共仲間江差加へ候様仕度、右ニ付商法御会所ノ御鑑札御下ケ渡しのほど、是又奉願候⁽¹²⁾」とも述べているから、旧体の株を固執するというようなことはなく、自由にこの職に就けるようになっていた。なおこの組合を従来どおり据え置き下さるならば、年々金六兩づつ上納することを約束している⁽¹³⁾。この願書に対して大阪府は従前どおり許可し、鑑札として木札を下付している⁽¹⁴⁾。すなわち

「私儀（政右衛門¹¹注引用者）旧臘素麵仲間四十二軒之惣代ヲ以テ、御鑑札御下ケ渡シ被為成下候段奉願上候処、已十二月（明治二年¹²注引用者）四日当御役所え召出相成、私共四十二軒之者ニ不限、此職業之者不殘御下ケ相成候」したがって明治になっても以前の業態のまま、そうめん製造を行なうことができたのみならず、新規にこの職業に従事するものにもすべて許可されるようになった。明治三年、当時のそうめん業者にこのことを申し伝えた名前帳があるので引用したい⁽¹⁵⁾。

「一名前帳之内、津田村、倉治村、杉村、藤坂村四ヶ村にて人数四十七人、内四十二人之者共義ハ、去ル辰巳二ヶ年（明治元・二年¹⁶注引用者）御運上御上納仕居候処、此度新規之者相加里、都合四十七人御座候

一同帳面之内、私部村、穂谷村、坂村、野村、中宮村五ヶ村之義者、是迄下方より北組と唱居候、拾五人之者共ハ御運上之義ハ未ダ御上納不仕候へども、従来仕来り之者ニ而、今般御鑑札御下ケ被為成下候趣奉承伏、即調印仕罷在候

一同帳面之内尊延寺村之内にて周蔵と申者江、再三及示談候処、承知之義申候ニ付、名前相記し候処、只今ニ

至而不承知之義申立調印不仕候ニ付、此段如何仕哉、深ク心配仕罷在候

一同帳面之内招提村之義者、下方ニ而北組ト唱へ、外五ヶ村同様之義ニ而、右尊延寺村周蔵より示談行とゞき、且亦私々申入候次第も有之、名前書等も被差越候ニ付、右帳面江書加へ申候処、只今ニ至而北組ト唱、名前帳奉差上候様被願上候由、粗承知仕候得共、右様相成候ハ、自然疑惑(マ、)候哉ト愚案仕候、何卒右職業之者、国中手の組合ニ相成候様、御賢察之ほど偏ニ奉仰上候(マ、)

一同帳面之内私市村、森村、燈油村、星田村四ヶ村、人数十人之者共之義者、下方ニて南組と唱居候ニ付、右之内私市村安右衛門、森村嘉兵衛兩人江示談仕候処、承知仕候へ共、今般御鑑札頂戴之儀ニ付テハ、從御役所御沙汰奉請、其節調印仕度候由申候ニ付、此段如何可仕哉ト心配仕罷在候

一右津田村之内清五郎、五良右衛門、惣治郎、音治郎四人之儀者、新規ニ相始メ度キ由申候ニ付、調印為致罷在候」

これにより旧仲間として旧久貝家知行所のみならず、さらに当地方一帯を統合した、河内そうめん組合を結成しようとしていることもうかがえるのである。

この結果であろうか、明治五年には「河内国産素麵職名前帳」が作成されている。(16)これは次に引用するとおりであるが、これによりそうめん業者の心構えと河内素麵製造者の全貌が明らかになる。すなわち

「一今般一新ニ付而者、被為仰出候御趣意ヲ堅相守り、素麵職業御鑑札奉頂戴、基本を相立、一己之利権を不成、只国産製造ニ心を尽し、業体無油断勉強致し可奉報御国恩事

一此職業仲間之者第一廉直にして人情和合致し、不実之儀無之様相互ニ可致事

一新規麵職ニ相加り候者有之候節ハ、御役所江奉願上、御用済相成り帳面加入之上、産業相始メ可申事

但し休職のもの有之候ハゞ、除帳之義奉願上候
右之条々申合、心得違のもの無之様取締可致事

明治五壬申年正月

河州交野郡津田村

福井安次郎

以下 三十八名

倉治村

奥田源平

以下 三名

藤坂村

猪熊源治郎

以下 二名

杉村

長野孫四郎

以下 四名

穂谷村

重村仙太郎

以下 五名

野村

中村市平

長尾村

多田治五平

私部村

北田伊平

以下 七名

私市村

上野安治郎

以下 三名

星田村 利五郎

坂村 谷野五良平

中宮村 弁野万治良

合計 六十七名

ここに明治五年、津田村の三八名を筆頭に一二カ村六七名の河内製めん業者が、私欲にとらわれず、そうめん製造に尽力することを目標とし、生産に邁進することになる。

しかしこのような意気込みも、時がたつにつれて弛緩したのか、明治一二年には、堺県令税所に対して「素麵営業申合規則設立御願」⁽¹⁸⁾をしたためている。しかし実際にこれを堺県令税所へ提出したかは詳らかにできないが、前述の明治五年のものとは、営業上かなりのひらきがうかがえる。例えば「東京博覧会場ニ於テ該品ハ頗ル精良ナリト、内務省ヨリ褒状ヲ賜リ感戴勲罷在候処、近来種々ノ悪弊ヲ生ジ、一己ノ利欲ニ趨リ、恣ニ直価ヲ高抵シ、象庶ノ通利ニ損害ヲ与へ、之カ為メニ往々家産ヲ傾敗スルモノ不少、殆ト交野素麵ノ名ニ恥ツル而已ナラズ、職業衰微仕候」と。かなり誇張した調子で現状を書きしるし、そこでそうめん営業申合規則⁽¹⁹⁾を作成するのである。

その後一四年一二月には、津田組は「連署名簿帳」⁽²⁰⁾と題した組合細則を作成した。津田組とは「今般同業者の者申合津田組と称呼」したものであり津田村三七名、倉治村一名藤坂村四名計四二名の連署になっている。したがって津田村のそうめん業者が中心に、前述の組合では運営が苦しくなり、この組合を結成したのである。この組合は、前述した一二年の「素麵営業申合規則設立御願」を更に強固にしたもので、「近来自家の弊習に落入、奸商の詐謀ニ泥ミ製品の真価を高低し、種々の妨害を醸し営業大いに衰へ終に家産を傾敗するに至」ったために「今般

同業者の者申合せ津田組と称呼し、同盟を結び規則を設け、資本を募ったのである。なおかつての組合については「明治十二年度已来製品を更正し、奸商の詐謀を防ぎ真価を確定し、営業の方向を設立するの際、同盟者二有てハ物価の気配ニ迷ひ、売却の期限を失ひ、組合の精算を延滞し出納委員を苦しめ、随而利子の増殖ヲ歎息するに至」り、そこでこのようなことのないように、また組合の細則を設けたのである。これが明治一四年の組合設立の目的であった。

以上のような経緯で、河内国そうめん製造組合を結成しなければならなかったが、しかし未だ期熟さず一八年に至るのである。この年九月大阪府知事に「索麵製造組合規約之儀ニ付願⁽²¹⁾」に「河内国索麵製造組合規約書⁽²²⁾」を添附して提出し、いよいよ組合結成に至るのである。この願によると、交野そうめんは天和年間に創成され、爾來發展したが、しかるに「近年濫造粗製ノ幣ヲ生ジ、甚シキハ詐偽ニ比シキ所業ヲナスモノアルニ至リ、之レガ為メ一般製品ノ声価殆ト地ニ墮チ、月々年々衰頹ニ陥リ候ニ付、明治十一年同盟シテ規約取設ケ候儀モ有之候得共、其方法未ダ宜シキニ適セズ、且時機ノ至ラザリシガ為カ、同十五年ニ至リ其規約モ画餅ニ属シ、爾來倍世上ノ信用ヲ缺キ、同業者ノ困難不可言、荏苒歲月ヲ経過セバ竟ニ各自ノ産業ヲ墮シ、倍慘境ニ陥ルベキハ必然之儀」となり、ここにおいて「今回更ニ同業者集議之上、別紙規約相設ケ一己ノ私利ヲ顧ミズ、同業一般ノ公益ヲ図リ度候間、御低悟無之候ハゞ、御認可被成下度此段奉願候也」という趣旨のもとに組合設立を願い出たのであった。この願の惣代署名者の村々は、津田・穂谷・尊延寺・杉・長尾・藤坂・舟橋・渚・倉治・私部・森・私市・山之上・打上・燈油・岡山・中垣内・野の一八カ村の多きにわたっているから、ここにいよいよ河内国そうめん組合の創立が実現する運びに至るのである。この申請に対し、大阪府知事より同年一〇月一日付で一部加除修正のうえ、認可されることになった。

初め申請された規約は、七章四六カ条からなっていたが、府庁はこの申請規約のうち七カ条の削除、一カ条の追加をして、四〇カ条にまとめた。各章は総則、自他の公害予防の法、役員選挙及権限、経費徴収及賦課法、会議に関する規定、違約者処分法、雑則に分けられている。以下目ばしい個条をおって、この組合の状況を検討しよう。

まず河内そうめん組合は、交野・讚良の二郡におけるそうめん製造業者が同盟して、設立するのである。次に組合の設立目的であるが、これは規約の第二条に掲げて「当組合ハ営業上ノ悪弊ヲ矯正シ、同業一般ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス」とうたっている。この悪弊とは、すでに述べた「規約之儀ニ付願」で十分に示されているが、これを矯正し、一方同業者の福利増進を目的としていた。したがって「組合ノ製品ハ取締ノ検査ヲ受ケテ、一籃若クハ一箱毎ニ左ノ証券ヲ貼付スベシ」という製品に対する検査を厳重にする制度を設け、合格品に對しては証券を貼るといふ方法をとり、河内そうめんの品位向上を図ったのである。

自他の公害予防の法には、組合同業者の確守事項が定められている。それは

- 「一 製造期ハ毎年十一月ヨリ翌年三月ヲ限トス
 - 二 索麵一籃ノ風袋ハ、蓋及藁ノ量ハ九百目、正品五貫五百目トス、其把数ハ千把ヲ超ルヲ得ス
 - 三 製造用ノ油ハ、胡麻・綿種ノ二種トシ、他ノ品ヲ用ユヘカラス
 - 四 小麦壺石ヲ以テ製造スルニ用ユル油ハ、一升ニ超ユヘカラス
 - 五 相州産小麦ハ十分ノ二以上ヲ混用スヘカラス
 - 六 寒製ノ良品ヲ以テ外面装ヒ、前物〔十一月ニ製スルモノ〕間物〔三月ニ製スルモノ〕其他ノ不正品ヲ匿ス如キ所業ヲナスヘカラス
- であつた。これを規定した裏には、河内そうめんの品位向上はいうまでもないが、当然このような規約を守らな

かったそうめん業者がいたことは考えられるので、これもやはり組合設立目的に合致したものである。ことに一月から翌年三月までの五カ月間を製造期間として約束することは、そうめん製造が農家の副業を中心としたものであることを示していると同時に、いわゆる寒製造の良質なもののみ産出しようとする意図もうかがわれる。このほか種々な内規があるが省くことにする。

さて以上のような目的で発足した組合も、二三年九月、山下政太は大阪府勸業課へ「河内産業素麵製造組合瓦解に付具状陳述書」を提出している。この間わずか五年ばかりである。⁽²³⁾その中で当時の状況を次のように説明している。少し長い文章であるが、山下政太のそうめん製造に対する情熱の一端がよく現われているので記すことにする。

「(前略) 同業者一同団結シ政府ノ認可ヲ得、役員ヲ選挙シ事務ヲ取扱フニ及ンデ、其ノ当ヲ得サル有ルヲ同業者ニ於テ不信ヲ抱キ、年毎ニ改選スルモ尚其適任ヲ得サレバ、目下事務取扱ニ差支ヘ役員各位其任ヲ辞シタリ、依テ事務所ノ混乱傍観スルニ不忍、数十年来ノ慣習遺伝ノ功績ヲ推測シ、製造改良ノ方案及ビ販売ノ方針等ニ至ル迄、種々意見書ヲ提出シ、同業者ニ望ムモ賛成ヲ得ズ、後任役員ヲ選挙スル場合ニ至リ難ク、明治廿二年度ノ如キハ役員選挙会ヲ開ク能ハズ、故ニ現今ノ実況タリ、為ニ当局者ニ被ル所損耗最大ニシテ、当廿三年度ノ資財ヲ失ヒ製造着手ノ目的ナク、困苦且夕ニ迫ルト雖モ同業者ニシテ組合規約ノ趣旨ヲ誤認シ、只目前ノ駆引ヲノミ頼ミトナシ、不知不識冥暗ニ落ち入ルハ小児ノ井戸ヲ恐レザルニ等シク、如何シテ製造ヲ改良シ、国産ノ名譽ヲ光輝サセンカト朝暮悲歎シテ堪エザル状態ナリ(後略)」

せっかく地方産業を育成しようという目的をもって出発した組合も、その業績をあげることができなくなった。このようになった原因を前引用文から推察すると、人材のなかったことがあげられる。この点、具状陳述書附り

の「組合事務所順次」⁽²⁴⁾の中で「役員選挙ニ付テハ同業者一般信服ヲ得タル財力才望ノ者同業ニ無之、適々多数票ヲ得テ当選者タルモ半信半省ニシテ、事務取扱ニ於テハ心元ナキ次第ニ付、同業者中ノ互選ニテハヨキ後任ヲ得難ク」そこで「組合員ニ謀リ指名選定ノ方法ヲ設ケ、最適任者ハ局外者タルモ苦シカラザル官選ノ方法ヲ企望ス」とまで述べるにいたったのである。

(1) 「津田素麵開業」。(片山氏手写史料) なお「この作者は山下政太氏で、明治一八年以後、二〇年前後であろう」とのことであった。(片山氏談)

(2) 「申合一札覚」。(片山氏手写史料)

(3) 「素麵職御冥加銀取集附渡り覚帳」の内の「素麵職御冥加銀覚」。(片山氏手写史料)

(4) 「同右」の内の「覚」。(片山氏手写史料)

(5) 『津田町史』 六〇七頁。

(6) 「御用素麵職規定一札」の内の「覚」。(片山氏手写史料)

(7) 内の「乍恐書附ヲ以奉願上候」。(片山氏手写史料)

(8) 内に同じ。

(9) 内の「覚」。(片山氏手写史料)

(10) 内の「覚」によると、大箱は縦一尺一寸五分、横八寸五分、深さ二寸一分。小箱は縦八寸五分、横六寸四分、深さ一寸三分の規定があり、荒木箱も同じ寸法であった。

(11) (6)に同じ。

(12) 「河内国産麵職基案雑書記」の内の「乍恐以書付ヲ奉願上候」。(片山氏手写史料)

(13) 内の「乍恐口上」。(片山氏手写史料)

(14) 内の「乍恐書付ヲ以口上」。(片山氏手写史料)

(15) (14)に同じ。

(16) 「河内国産麵職名前帳」。(片山氏手写史料) なお「国産」というのがこの地方素麵の名となっているが、これは江戸末期

頃よりかく呼ばれていた。」(『津田町史』六一二頁)

(17) (16)の内の「覚」。(片山氏手写史料)

(18) 津田区有史料「素麵営業申合規則設立願」。

(19) 津田区有史料「素麵営業申合規則」は次のとおりである。

第一条

一此組内へ同盟シテ営業セント欲スル者ハ職工一名ニ付、金三円ヲ出シ、結約ノ証トシ且別ニ規則ヲ犯サ、ル誓文ヲ出ス可シ

第二条

一第一条ノ株金ヲ出シ同盟スル者ニハ盟主ハ請取券一通ヲ与へ置クト雖トモ、若シ本人事故アリテ辞約セント欲スル者ハ、衆議ノ上、株金返還スルコト有ル可シ

第三条

一醜金ハ正副盟主之ヲ出納シ、営業上ノ要費ニ充ツルト雖、第四条ニ掲ケタル約束ニ準拠シ、進退施行ス可キ事

第四条

一此醜金ハ、同盟ノ産ヲ堅固ニシ、職業広盛ナラシムル資本金ナレハ、仮令急速ノ必要アルモ衆議ノ上ニ非サレハ、役員ト雖專擅スル事ヲ許サス

第五条

一投票ヲ以テ左ノ役員ヲ撰挙シ、組内ノ事務ヲ取扱フ可シ

盟主一名 副盟主一名

監事二名 肝煎世話役各三名

第六条

一正副盟主ハ、営業上ノ可否ヲ担任シ、組内ノ総裁ナレハ、品行ヲ端正ニシ、衆庶ノ行状ヲ矯正シ、組内一切ノ事務ヲ管理ス可シ

第七条

一 監事ハ、組内ノ視察ニシテ、盟主ヲ補佐シ、營業上不正ノ所為アル時ハ、之ヲ盟主ニ具申シ、専ラ更正ノ事ニ注意ス可シ

第八 条

一 肝煎世話役ハ、正副盟主ノ指揮ヲ受ケ、素麵売捌ノ掛合ヲ為シ、其他精造要用ノ物品買求スル等、百般ノ事ニ周旋ス可シ

第九 条

一 例年二回 組内會議ヲ開キ、營業上諸般ノ事ヲ議シ、過急ノ事件起ル時ハ、盟主ハ其旨ヲ組内へ通知シ、臨時會議スル事アル可シ

第十 条

一 會議ノ節、盟主ハ議長トナリ、問題ヲ発シテ衆ト議シ、若シ盟主故アリテ欠席スルトキハ監事代理ス可シ

第十一 条

一 集議ノ節出頭スルヲ得サル者ハ、其事故ヲ議長ニ届ケ、代理ヲ差出スモ妨ケナシト雖、無謂欠席ス可カラス

第十二 条

一 此回ノ役員ハ務メテ直実篤毅^{〔下〕}ヲ旨、総テ得意先キニ対シ苟モ不実失義ノ振舞アル可カラス

第十三 条

一 素麵籠詰仕立ニ於テハ、聊簾略ノ儀致間敷、貫目把数等丁寧ニ籠表へ標記ス可シ

第十四 条

一 製成ノ素麵ハ役員立会其精粗ヲ点検シ、盟主ハ之ニ検印ヲ捺シ、後日ノ障碍ヲ醸サムル様致ス可シ

第十五 条

一 麵質ノ精粗ニ拘ハラス年柄ニ依リ、代価ヲ昂抵セサルヲ得サル時ハ、組内集議ノ上、之ヲ定ム可シ、敢テ私意ヲ恣ニス可ラス

第十六 条

一 組内ノ者下職人ヲ使用スルニ、其性質篤実ノ者ヲ撰ヒ、之ヲ雇入兼テ規則ヲ犯サ、ル様告諭致ス置ク可シ

河内そらめん業の展開

第十七条

一 下職人賃銭ハ麵業ノ豊衰ニ依リ、給与スト雖、概ネ一名ニ付金拾五銭ヲ与フルモノトス

第十八条

一 従来ノ得意ノ家ニ買品不実ノ直引ヲ為シ、払方適當セサル時ハ、盟主ハ買主ニ応接ヲナシ、尚ホ承諾セサル時ハ、專買停止ス可シ、最モ掛合申内売人アレハ、其者ヨリ組内ノ耻辱ヲ雪カシム可シ

第十九条

一 組内ノ者、非常ノ禍災ヲ蒙リ、營業スル事能ハサルモノアラハ、一同協議ノ上醱金ノ利子ヲ散シ救助ス可シ

第二十条

一 毎年五月ヲ以テ別ニ会場ヲ開キ、損易ヲ計算シ精算表ヲ製シ、役員一同捺印ノ上之ヲ組内ニ公告ス可シ

第二十一条

一 新ニ組内ヘ同盟セント欲スルモノハ第一条ノ株金ヲ出シ、諸事規則ヲ体認ス可シ

第二十二条

一 前十数ノ約ヲ結ヒ、事故明瞭ナラスシテ外事ニ托シ、擅ニ解約セントスル者ハ、第一条ノ醱金ハ組内ヘ取揚ケ返還セサルモノトス

第二十三条

一 規則ニ違背シ、組内ノ体面ヲ汚スモノハ衆議ノ上、組ヲ除キ且背信ノ償金ヲ科ス可キ事

前条々ノ通、衆議契約仕候処、聊苦情無御座候ニ付、連署奉差上候也

津田区有史料「津田組「連署名簿帳」。

津田区有史料「索麵製造組合規約之儀ニ付願」。

津田区有史料「河内紫麵製造組合規約書」。

枚方市津田春日神社文書「河内国産素麵製造組合瓦解ニ付具状陳述書」。(片山氏手写史料)

(24) (23) (22) (21) (20) (23)の内の附り「組合事務所順次」。(片山氏手写史料)

四 あ と が き

以上河内そうめん業の起原から、明治二三年ころに至る間の、業態を中心に変遷をみてきたつもりであるが、以上を要約して本稿を終りたい。

その起原は、明らかにすることはできないが、ただ明和年間に至ると津田村を中心とした諸村が、販路を京都・三但方面に求め、需要に応じていたところから、特産物と規定してよいと述べた。

次に本地域で、そうめん製造が行なわれるようになった理由は、耕地の狭小からいわゆる作間稼ぎという副業として、農民の生活を支える一手段とし行なわれたところにある。故にごく小規模な家内工業であって、ここにそうめん業の基盤があるのである。

一方この製造業を維持していくために、株仲間の設立、廃止そして再建などと変転をとげ、明治に至るのである。明治になってからも、引き続き旧株仲間が中心になり、組合を大阪府の許可をえて創設した。しかし事態は思うにまかせず、明治五年の意気揚々とした規約も、同一二年にはかなり厳しい営業申合規則に変わって来ている。

さらに一四年には再興を図るかのような組合を設立しようとするが、結局一八年に至って「河内国索麵製造組合」を創立することになる。しかし五年後の二三年になると、この組合の存在もあやぶまれる状態になった。

その後そうめん業は、引きつづき河内そうめん組合の名のもとに、製品の嚴撰・販路の拡張などにつとめつつ、営業を行なうのであるが、第二次大戦中の人手不足、原料の統制などによりほとんど壊滅し、戦後再び生産を行ないだした。

(付) 本稿をしたためるにあたって、再度訪問して御教示をいただいた小嶋惣太郎氏、常日頃御教導をいただいている竹安繁治先生の学恩に対し、感謝の意を表する。